



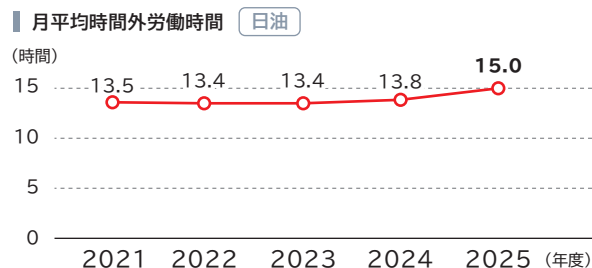
人材確保とダイバーシティ&インクルージョン | ワーク・ライフ・バランス／褒賞・報奨

GRI 403-2

長時間労働防止

日油は、適正な労務管理のもと、業務の効率化や生産性の向上を図りつつ、長時間労働の抑制施策を講じています。パソコンのログ管理による勤務時間のチェックを行うほか、所定終業時刻以降の就業制限や長時間労働者に対する時間外労働制限、勤務間インターバル制度や定時退社奨励日の導入などを進めています。

なお、労働組合または従業員代表と「36協定」を締結し、月当たりの延長時間は、労使協議を経て45時間を上限とするほか、1年間に6回を限度として月当たり75時間を上限とするとの特別条項を設けており、年当たりの延長時間は、720時間を上限とする最大労働時間の設定を行っています。日油の月平均時間外労働時間は、2025年度15.0時間となりました。（日油と国内連結5社の月平均時間外労働時間：13.4時間）

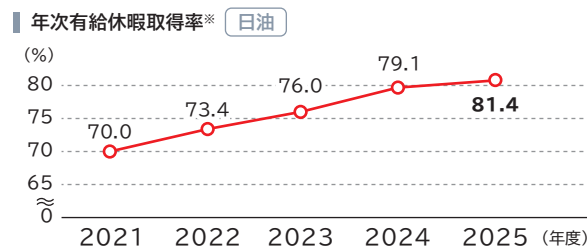


年次有給休暇取得の推奨

日油は、ワーク・ライフ・バランスを重視し、働き活きと働くことができる環境の整備を進めています。全従業員を対象に誕生月に年次有給休暇の取得を奨励することや、各人の取得状況を把握し上司と本人へ取得喚起、上司と本人の面談時に取得状況を両者で確認するなど、年次有給休暇の取得を推奨しています。



※ 2025年度の目標値は日油、国内連結5社それぞれが2025年度75%以上



※ 毎年3月31日時点のデータです。

※ 前年度9月21日～当年度9月20日（日油の休暇年度）で計算しています。

私傷病休暇（積立保存休暇制度）

日油は、従業員が私傷病により、連続2日以上のお休みを必要とする場合に積立保存休暇の利用を可能とする制度を設けています。

リフレッシュ休暇制度

日油は、従業員が日常の業務から離れて心身のリフレッシュを図り、幅広い視野と柔軟な思考を育む機会が得られるよう、勤続5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年に達した従業員が連続5日（労働日）の有給休暇を取得できる制度を設けています。

定時退社奨励日

日油は、毎週水曜日と第2金曜日、第3金曜日を定時退社奨励日と定めて、所属事業所の定時での退社を奨励し、それぞれの職場において効率的な働き方を行う取り組みを実施しています（製造箇所での交替勤務などは除く）。

ボランティア休暇制度

日油は、国および地方自治体などからの要請に基づき、ボランティア活動に参加する場合、積立保存休暇を利用できる制度を設けています。

社員功績褒賞

日油では、社業の持続発展に資する従業員の功績に対して、毎年7月1日に褒賞する制度を設けています。

職務発明報奨

日油では、毎年4月に職務発明の審査を行い、発明者に発明報奨金を授与しています。